

# 告 示

## 埼玉県告示第九百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の三第一項の規定により、元荒川上流土地改良区から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 事 業

農業用排水事業

### 二 地 区

新谷田地区

### 三 工 事 完 了 年 月 日

平成二十二年九月三十日